土木工事等安全衛生管理必携

平成23年3月 北陸地方整備局企画部

はじめに

本書の活用方法

建設工事の安全管理については、様々な主体による、個々の立場で多くの対策が講じられています。しかし、安全管理に関する知識不足や一瞬の気のゆるみが、多くの生命・財産を脅かすことになりかねません。このため、より多くの人が、安全管理に対する一層の知識と対策を習得し、常日頃から意識を高めておくことが必要であると考えています。

本書は、建設工事現場において、主任監督員等が、受注者とともに安全管理を行う際に必要な知識をまとめたマニュアルです。

皆さんの日頃からの積極的な安全管理に対する取り組みが、工事現場での災害を防止する第一歩であると信じ、本書の活用をねがっております。

目 次

はじめに

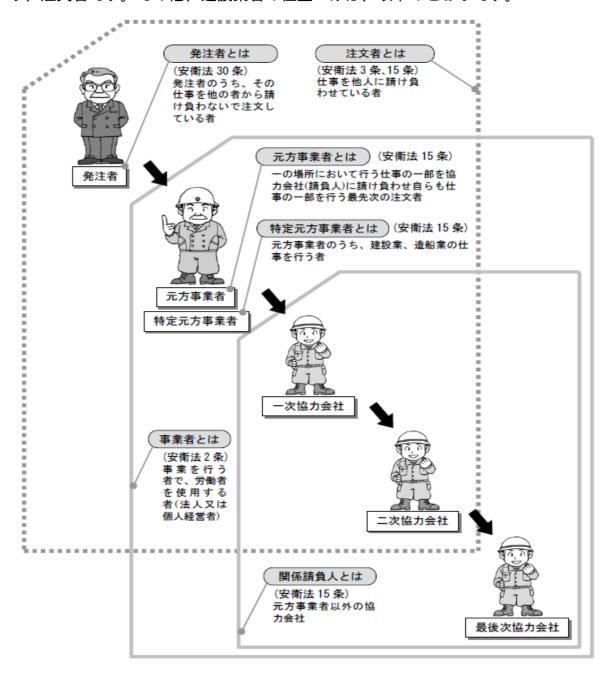
第	1	章	労働	安全	È衛:	生》	去	及	び	對	系	政	省	令	に	つ	しり	T													
	1	労	働安	全衛	5生	法領	等	ر ا	记	載	خ :	れ	る	基	本	的	な	用	語	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	労	働安	全衛	5生	法	及7	び	對	系	攻:	省	令	の	体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	労	働安	全衛	5生	法I	<u>ت</u>	定	め・	3	発	注	者	`	事	業	者	等	の	責	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	労	働災	害と	≤刑	事	責任	壬	•	民	事	責	任	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	2	章	安全	:管理	里体	制																									
	1	安	全衛	生管	き理・	体制	制	اتا	對-	ð .	る:	基	本	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	2	妄	全律	生管	うせ きゅうしゅう かいしゅう かいしゅう かいし	組組	戠亻	体	制	<u>۔</u>	お	け	る	管	理	者	等	の	役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	3	労	働災	害队	方止 [·]	協詞	義:	会(の	殳:	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	4	中	規模	建設	9工	事	見	場	こ	お	ナ	る	安	全	衛	生	管	理	の	充	実	に	つ	١J	て	•	•	•	•	1	7
	5	労	働安	全衛	5生	法算	第	3	0	条:	第	2	項	に	基	づ	<	Γ	統	括	安	全	衛	生	管	理	義	務	者	J	
		の指	名に	つし	17	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第	3	章	安全	:の頃	冟務																										
	1	受	発注	者の	安	全国	双	1) 4	組	ን	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	2	作	業主	任者	うか!	選	王	を!	必	要	۔ع	व	る	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	3	関	係省	庁^	∖届	出7	がり	必	要	な	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
笋	4	音	事故	を おき	≒ (·	— £	铅	Ħ	=	i E	刉	盟)																		
7 3	1		事事		_								-	7				•	•		•					•	•	•		3	5
	ე		重重			`										注	σ	_	立(7	ग्रोर	声	ı—	$\overline{}$		7				_	_	_

第1章 労働安全衛生法及び関係政省令について

1 労働安全衛生法等に記載される基本的な用語

発注者、注文者、事業者、関係請負人等の各立場を明確にした用語は、労働 安全衛生法(以下、法という。) 労働安全衛生法施行令(以下、施行令)及び 労働安全衛生法施行規則(以下、規則)の中で、多数用いられます。

国土交通省が所管する建設工事現場等での国土交通省の立場は、発注者であり、注文者です。その他、建設業者の位置づけは、以下のとおりです。



2 労働安全衛生法及び関係政省令の体系

2 - 1 労働安全衛生法及び関係政省令の体系図

日本国憲法 第27 条(昭和21.11.3 公布) ・すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。 ・賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。 ・児童は、これを酷使してはならない。 労働基準法施行規則 労働基準法(労基法)(昭22法49) 年少者動労基準規則 男女雇用機会均等法 女性労働基準規則 事業附属寄宿舎規程 労働安全衛生法(安衛法)(昭47 政令57) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平11 告53) 事業場における労働者の心の健康づくりのための指針(平12.8) 労働安全衛生法施行令(施行令)(昭47 政令318) 労働安全衛生規則(規則則)(昭47 省令32) ボイラー及び圧力容器安全規則(ボイラー則)(昭47 省令33) クレーン等安全規則 (クレーン則) (昭47 省令34) ゴンドラ安全規則(ゴンドラ則)(昭47 省令35) 有機溶剤中毒予防規則(有機則)(昭47 省令36) 鉛中毒予防規則(鉛則)(昭47省令37) 四アルキル鉛中毒予防規則(四アルキル則)(昭47 省令38) 特定化学物質等障害予防規則(特化則)(昭47 省令39) 高気圧作業安全衛生規則(高圧則)(昭47 省令40) 電離放射線障害防止規則(電離則)(昭47 省令41) 酸素欠乏症等防止規則(酸欠則)(昭47 省令42) 事務所衛生基準規則(事務所則)(昭47 省令43) |粉じん障害防止規則(粉じん則)(昭54 省令18)| 製造時等検査代行機関等に関する規則(機関則)(昭47 省令44) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(コンサル則)(昭48 省令3) |廃棄焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策(安衛則)(平13 基発401)| 作業環境測定法 作業環境測定法施行令 作業環境測定法施行規則

— 労働者派遣法

3 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務の確認

3-1 発注者が配慮すべき事項(法第3条第3項)

発注者は、労働災害防止のために以下の事項に配慮しなければなりません。

- (1)配慮すべき事項
 - ・施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等。
 - ・施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算。
 - ・施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示。
 - ・適切な施工業者の選定。
 - ・分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注 者にあっては、次の事項
 - 1 個別工事間の連絡及び調整
 - 2 工事全体の災害防止協議会の設置
- (2)上記のうち、とくに発注後に実施・確認すべき事項について
 - ・施工条件の明示 土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩壊等に備えて の防護設備の設置
 - ・個別工事間の連絡及び調整

近接する工事における、発注者と複数の請負業者間の情報共有と連絡調整 連絡体制の整備(非常時の臨機の措置等)

統括安全衛生管理義務者の指名

- ・工事全体の工事関係者連絡会議の設置 各現場の元方事業者等で構成される工事関係者連絡会議の設置による連絡 調整と安全衛生意識の向上
- 3 2 元方事業者が行わなければならない事項(法第29条、法第29条の2) 元方事業者は、協力会社が法令に違反しないよう指導するとともに、違反しているときは是正の指示を行わなければなりません。

また、危険な場所で作業をする時は、危険を防止するための措置が適切に行われるように、技術上の指導等の必要な措置を協力会社に対して行わなければなりません。

措置を行うべき事項

場所	関連条文	内容	関連条文
土砂等が崩壊す	法第29条の	地山の崩壊防止	規則第361条
るおそれがある	2		規則第534条
場所	規則第634		
	条の 2		
土石流が発生す	法第29条の	上流の河川及びその周辺	規則第575条の9
るおそれのある	2	の調査及び記録	~ 16
場所	規則第634	土石流による労働災害の	
	条の2	防止に関する規程の制定	
		降雨量の把握及び記録	
		警報用の設備の設置	
		避難用の設備の設置	
		避難訓練の実施	
基礎工事用建設	法第29条の	転落等の防止	規則第157条
機械や移動式ク	2	走置式くい打機等	規則第173条
レーンが転倒す	規則第634	移動式クレーン	規則第70条の3
るおそれがある	条の2		
場所			
架空電線に接近	法29の 2	架線近接作業	規則第349条
することにより	規則634の		
感電するおそれ	2		
がある場所			
明かり掘削作業	法第29条の	埋設物等近接箇所の掘削	規則第362条
で埋設物擁壁等	2		
が損壊するおそ	規則第634		
れがある場所	条の2		

3-3 特定元方事業者が行わなければならない事項(法第30条)

特定元方事業者は、元請及び多数の協力会社の作業員が、一の場所で混在して作業することによって発生する労働災害を防止するため、次の措置を行わなければなりません。

措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
協議組織の設置及	すべての協力会社が参加する協議組織を設	規則第635
び運営	置し、定期的に会議を開催する。	条

項目	要旨	関連条文
作業間の連絡及び	元方事業者と協力会社の間及び協力会社相	規則第636
調整	互間における作業間の連絡調整を随時行	条
	う。	
作業場所の巡視	毎作業日に一回以上行う。	規則第637
		条
教育に対する指導	協力会社が行う安全衛生教育について教育	規則第638
及び援助	の場所と資料の提供を行う。	条
工程計画・機械設	計画書を作成し、特に車両系建設機械での	規則第638
備配置計画の作成	作業は協力会社が作成する計画(規則第155	条の3
と、協力会社が講	条)と適合するよう指導する。	規則第638
ずべき措置につい	移動式クレーンを使用する作業(ク則66の	条の4
ての指導	2)については作業方法等について指導す	
	る 。	
クレーン等の運転	クレーン等の運転についての合図を統一的	規則第639
についての合図の	に定めて協力会社に周知させる。	条
統一		
事故現場等の標識	事故現場等を表示する標識を統一的に定め	規則第640
の統一等	て協力会社に周知させる。	条
有機溶剤等の容器	容器を集積する箇所を統一的に定めて関係	規則第641
の集積箇所の統一	請負人に周知させる。	条
警報の統一等	発破を行う場合、火災が発生した場合、土	規則第642
	砂の崩壊、出水、なだれが発生した場合又	条
	は発生するおそれがある場合の警報を統一	
	的に定めて協力会社に周知させる。	
避難等の訓練の実	ずい道等の建設作業、土石流危険河川の作	規則第642
施方法等の統一等	業を行う場合に、避難等の訓練について、	条の2
	その実施時期及び実施方法を統一的に定め	
	て協力会社に周知させる。	
特定元方事業者事	次の事項について工事開始報告をする。	規則第664
業開始報告	1 事業の種類、名称、所在地	条
	2 協力会社の事業の種類、名称、所在地	
	3 統括安全衛生責任者の氏名、元方安全	
	衛生管理者の氏名	

3 - 4 注文者が行わなければならない事項(法第31条)

注文者は、協力会社に建設物・設備等(施設)を提供する時は、労働災害を 防止するため、次の措置を行わなければなりません。なお、注文者が数次にわ たる場合は、最上次の注文者がこの措置を行わなければなりません。

措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
くい打機及	構造、強度、ワイヤロープ、ウインチ等につ	規則第644,172,
びくい抜機	ての規定に適合させる。	174 ~ 176,178 ~
		181,183条
軌道装置	軌道の状態、車両の構造、連結、巻上げ装置	規則第45,196~
	のブレーキ、ワイヤロープについての規定に	204、207~209,
	適合させる。	212、213,215~217
		条
型枠支保工	構造、材料、組み立てについての規定に適合	規則第646,237~
	させる。	239,242,243条
アセチレン	溶接装置の構造、発生器についての規定に適	規則第647,302-2•
溶接装置	合させる。	3303,305-1,306条
交流アーク	導電体に囲まれた著しく狭あいな場所、2 m	規則第648条
溶接機	以上の高所で導電性の高い接地物に接触す	規則第332条
	るおそれのあるところは自動電撃防止装置	
	を備える。	
電動機械器	移動式、可搬式のものに感電防止用漏電しゃ	規則第649条
具	断装置を取りつける。困難な場合はアースを	規則第333条
	設ける。	
潜函等	送気設備、沈下措置、内部措置の規定に適合	規則第376条
	させる。	規則第377条
		規則第650条
ずい道等	落盤、肌落ちに対する措置、ずい道支保工の	規則第
ずい道型枠	構造材料組立て、ずい道型枠支保工構造材料 	651,652,384,390,
支保工	を (384,390,391,394,397,398) の規定に適	391,394,397,398
	合させる。	条
物品揚卸口	2 m以上の箇所は墜落防止措置、1.5mをこえ	規則第519条
等 	る箇所は昇降設備の措置をする。	規則第526条
		規則第653条
架設通路	勾配を30度以下、手すり、滑止めの設置等の	規則第654条
	措置をする。	規則第552条

項目	要旨	関連条文
足場、作業構	最大積載荷重の表示、強風、大雨、地震(中	規則第655,655-2,
台	震以上)等のあった後の安全点検、および	559 ~
	(559 ~ 561,562-2,563,569 ~	561,562-2,563,
	572,574,575-2・3・6)の規定の措置。	569 ~ 572,574,
		575-2•3•6条
クレーン等	構造規格に適合させる。	規則第656条
ゴンドラ	構造規格に適合させる。	規則第657条
局所排気装	局所排気措置を使用させるときは有機則第	規則第658条
置について	16条又は粉じん則第11条に規定する基準に	有機則第16条
の措置	適合するもの。	粉じん則第11条
全体換気装	全体換気措置の性能については、有機則第17	規則第659条
置について	条に規定する基準に適合するもの。	有機則第17条
の措置		
圧気工法に	潜函工法その他の圧気工法に用いる設備で	規則第660条
用いる設備	高圧則第4~7第3項高圧則21条1項に規定	高圧則第4~7-3
についての	するもの(作業室の内部の圧力が大気圧を超	高圧則第21条第1
措置	えるものを使用させるとき)	項

3-5 特定作業の注文者の連絡調整(法第31条の2)

2以上の協力会社が、建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合には、その作業全体を管理している注文者は、次の連絡調整を行わなければなりません。

連絡調整を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
特定作業の機械	機械の種類について規定	規則第662条
	(なお、以下の各種機械が該当)	の 2
機体重量3トン以上の	<協力会社間で必要な連絡調整事項>	規則第662条
パワーショベル	機械の運転、玉掛、誘導作業等に関す	の3
ドラグショベル	る作業内容、立入禁止区域、指揮系統、	
クラムショベル	合図に必要な連絡調整	

項目	要旨	関連条文
くい打機	<協力会社間で必要な連絡調整事項>	規則第662条
くい抜機	機械の運転、玉掛、くい、オーガーの	の 4
アースドリル	接続、誘導作業等に関する作業内容、	
アースオーガー	立入禁止区域、指揮系統、合図に必要	
	な連絡調整	
つり上荷重3トン以上	<協力会社間で必要な連絡調整事項>	規則第662条
の移動式クレーン	機械の運転、玉掛に関する立入禁止区	の 5
	域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	

3-6 元請等の違法な指示の禁止(法第31条の3)

注文者は、協力会社に対し法令に違法するような指示をしてはいけません。 (例)

- ・クレーン作業で、つり上げ能力を超える荷のつり上げを指示する。
- ・建設機械作業で、その建設機械の目的以外の作業を指示する。
- ・墜落防護作業を講じないで、高所での作業を指示する。等

3-7 機械貸与(リース等)に関する特別規則(法第33条)

機械等の貸与に関わる者は、次の措置を行わなければなりません。なお、対象となる機械は、以下のとおりです。

- ・吊り上げ荷重が0.5 t 以上の移動式クレーン
- ・車両系建設機械
- (整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、締固め用、コンクリート打設用、解体用機械)
- ・不整地運搬車
- ・高所作業者(作業床の高さ2m以上)

措置を行うべき事項

区分	要旨	関連条文
貸与する者	機械の点検、整備を行う。	規則第666条
	機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載	
	した書面を、貸与を受ける事業者に交付する	
貸与を受けた者	オペレーターに対し次の措置を行う。	規則第667条
	1 資格及び技能を確認する。	
	2 作業内容、指揮系統、連絡、合図の方	
	法、運行に関すること等の通知をする。	

記載されたものは代表事例であり、法令等を参照願います。

4 労働災害と刑事責任・民事責任

4 - 1 刑事責任

建設業において労働災害を発生させた場合、まず問題となるのが刑事責任です。

刑事責任の主なものは、刑法の業務上過失傷害、致死(刑法第 211 条)と労働安全衛生法違反です。

【建設業における労働安全衛生法上の主な罰則規定】

1 懲役6ヵ月以下又は罰金50万円以下(法第119条)

事業者の講ずべき危害防止措置の不履行(法第20条~第25条)

労働者救護に関する措置の不履行 (法第25条の2第1項)

特定元方事業者の講ずべき措置の不履行(法第30条の2第1項、第4項)

注文者の講ずべき措置の不履行 (法第31条第1項)

機械等貸与者等の講ずべき措置の不履行(法第33条第1項、第2項)

建築物貸与者の講ずべき措置の不履行 (法第34条)

作業主任者の不選任、特別教育の不履行(法第14条、第59条第3項)

就業制限規定の違反 (法第61条第1項)

使用停止等命令の違反 (法第98条第1項、第99条第1項)

(その他省略)

2 罰金 50 万円以下(法第 120 条)

統括安全衛生責任者の選任義務違反 (法第 15 条第 1 項、第 3 項)

元方安全衛生管理者の選任義務違反 (法第15条の2第1項)

安全衛生責任者の選任義務違反 (法第 16 条第 1 項)

労働者の危害防止措置の不遵守 (法第26条、第32条第4項)

特定元方事業者等の講ずべき措置の不履行(法第30条第1項、第4項)

請負人の講ずべき措置の不履行 (法第32条第1項~第3項)

貸与機械等を操作する者の遵守義務違反 (法第33条第3項)

定期自主検査及び特定自主検査義務違反 (法第45条第1項、第2項)

雇入れ時等の教育の不履行 (法第59条第1項)

計画届出義務違反 (法第88条第1項~第5項)

書類の保存等に関する義務違反 (法第 103 条第 1 項)

(その他省略)

刑法では事故に最も近い過失を犯した者の責任追及から企業組織上の上位者に遡って及んでいくことになりますが、法違反は、事業者責任であって、企業組織上のトップから次第に権限分配に応じて下部職制へ及んでいくことになります。

労働安全衛生法の罰則の適用は、第 122 条に基づいて、当該違反の実行行為者に対しなされるほか、事業者たる法人または人に対しても罰金刑が科せられるという両罰規定になっています。

4 - 2 民事責任

労働災害の発生は、刑事責任だけでなく、被害者への民法上の賠償責任も生じます。労働災害等の発生に関して、一般的に民法上の規定が適用されるのは次のとおりです。

- 1 債務不履行責任(民法第415条)
 - 安全配慮義務といわれるもので、建設現場での作業において、安全衛生管理 をつくして保護する義務があり、これを怠ると賠償責任があるというものです。
- 2 不法行為責任(民法第709条、第715条)

労働災害等の発生要件に、故意又は過失による他人の権利の侵害、すなわち 労働者の生命、身体等の損傷の発生することを認識し、かつ、それを容認した 行為や義務を遂行するにあたって、必要な安全上の注意義務を欠いた行為があ れば賠償責任があるというものです。

3 工作物の瑕疵責任(民法第717条)

土地の工作物の設置又は保存について、その物が本来備えているべき性質 (通常有しているべき安全性) 設備、機能、構造等について欠けていて、他 人に損害を発生させたときは、賠償責任があるというものです。

4 注文者の責任(民法第716条)

受注者が第三者に与えた損害は、受注者に賠償責任がありますが、注文者の 発注条件や指図で注文者に過失があるときは、注文者に責任があるというもの です。

4-3 行政処分

公共工事等の場合、請負工事の施工にあたって、「安全管理の措置が不適切であったため」「公衆に死亡者や負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき」や「工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたとき」等においては、行政処分として最高6ヵ月の指名停止処分が科されることがあります。(別表第1)

労働災害の発生は、このように刑事責任、民事責任が問われるだけでなく、 行政処分も行われることとなります。

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 最終改正 平成19年8月31日 国地契第26号

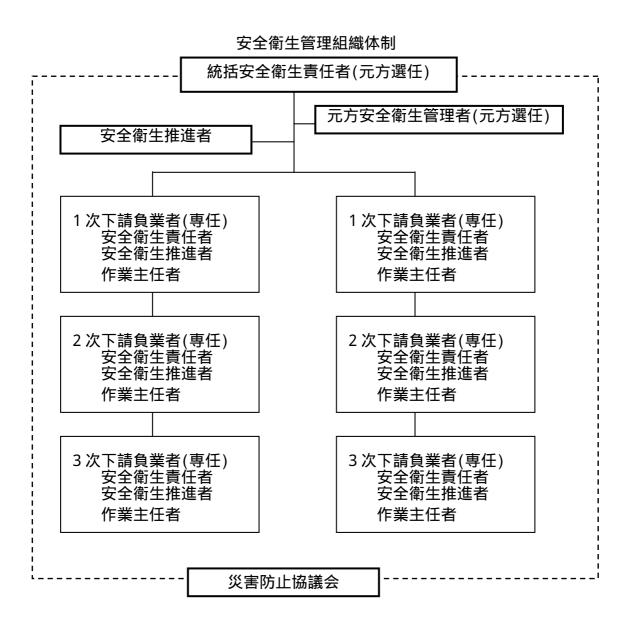
別表第 1 当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1	
略	
(過失による粗雑工事)	
2	
略	
3	
略	
(契約違反)	
4	
略	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の	当該認定をした日から
措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは	1 カ月以上 6 カ月以内
負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)	
を与えたと認められるとき。	
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適	当該認定をした日から
切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生	1 カ月以上 3 カ月以内
じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故	
が重大であると認められるとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事	
故)	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の	当該認定をした日から
措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又	2週間以上4カ月以内
は負傷者を生じさせたと認められるとき。	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適	当該認定をした日から
切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を	2週間以上2カ月以内
生じさせた場合において、当該事故が重大であると	
認められるとき。	

第2章 安全管理体制

1 安全衛生管理体制に関する基本体制

安全衛生管理体制は、労働安全衛生法(以下「法」という。)、同法施行令(以下「施行令」という。)及び同法規則(以下「規則」という。)により定められています。 工事現場における安全衛生管理組織の基本体制は下図のとおりです。



2 安全衛生管理組織体制における管理者等の役割

2-1 総括安全衛生管理者の選任(法第10条、施行令第2条)

事業者(工事受注者 以下同様)は、常時 100 人以上の労働者を使用する場合、総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。総括安全衛生管理者は、当該建設現場においていその事業の実施を統括管理する者(現場代理人等)をもって充てなければなりません。

【総括安全衛生管理者が統括管理しなければならない業務】

- ・労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ・労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2-2 安全管理者の選任(法第11条、施行令第4条、規則第4~6条)

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する場合、厚生労働省令(規則第5条)で定める資格を有するもののうちから、安全管理者を選任しなければなりません。安全管理者は総括安全衛生管理者の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理しなければなりません。

2-3 衛生管理者の選任(法第12条、施行令第3条、規則第7~12条)

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する場合、都道府県労働局長の免許を受けた者その他、厚生労働省令(規則第10条)で定める資格を有するもののうちから、衛生管理者を選任しなければなりません。衛生管理者は総括安全衛生管理者の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理しなければなりません。

【衛生管理者の資格(規則第10条)】

- ・医師
- ・歯科医師
- ・労働衛生コンサルタント
- ・上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める者

2 - 4 安全衛生推進者の選任 (法第 12条の 2、規則第 12条の 2 ~ 4)

事業者は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する場合、厚生労働省令 (規則第 12 条の 3) で定めるところにより、安全衛生推進者を選任しなければ なりません。安全衛生推進者は総括安全衛生管理者の業務を担当しなければなりません。

2 - 5 産業医の選任

(法第13条~第13条の2、施行令第5条、規則第13~15条の2)

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する場合、厚生労働省令(規則第13条)で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令(規則第14条~第15条の2)で定める事項を行わせなければなりません。

2-6 作業主任者の選任(法第14条、施行令第6条、規則第16~18条)

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令(施行令第6条)で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者または都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を終了した者のうちから、厚生労働省令(規則第16~18条)で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

2 - 7 統括安全衛生責任者の選任

(法第15条、施行令第7条、規則第18条の2)

事業者は、施行令第7条第2項に該当する工事において、労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、下記事項を統括管理させなければなりません。

また統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者(現場代理人等)と定められています。

【統括安全衛生責任者が統括管理しなければならない事項】

- ・協議組織の設置及び運営を行うこと。
- ・作業間の連絡及び調整を行うこと。
- ・作業場所を巡視すること。
- ・関係請負人が行う労働者の安全または衛生のための教育に対する指導及び 援助を行うこと。
- ・仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係 請負人がこの法律またはこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置に ついての指導を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項。

【統括安全衛生責任者の選任が必要となる労働者の数】

- ・トンネル等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事(作業場所が狭いこと等によ り安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令(規則第18条の2)で定められる場所において行われるものに限る。)また は圧気工法による作業を行う仕事に従事する労働者数・・・常時30人以上
- ・上記に掲げる仕事以外の仕事に従事する労働者数 ・・・・常時 50 人以上

2-8 元方安全衛生管理者の選任(法第15条の2、規則第18条の3~5)

統括安全衛生責任者を選任した事業者は、厚生労働省令(規則第18条の4) で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令(規則第18条の3~5) で定めるところにより、元方安全衛生責任者を選任し、統括安全衛生責任者の 業務の技術事項を管理させなければなりません。

また、元方安全衛生管理者の選任は、その事業場に専属の者を選任しなけれ ばなりません。(規則第18条の3)

【元方安全衛生管理者の資格】

- ・大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者 で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経 験を有するもの
- ・高校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者 で、その後5年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した 経験を有するもの
- ・上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定めるもの

2 - 9 店社安全衛生管理者の選任(法第15条の3、規則第18条の6~8)

事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない工事を除き、労働 者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止す るため、厚生労働省令(規則第18条の6~7)で定めるところにより、店社安 全衛生管理者を選任し、その者に、下記事項を担当するものに対する指導その 他厚生労働省令で定める事項(規則第18条の8)を行わせなければなりません。

【店社安全衛生管理者の選任に係る労働者数等】

- ・トンネル等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事(作業場所が狭いこと等によ り安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令(規則第18条の2)で定められる場所において行われるものに限る。)また は圧気工法による作業を行う仕事に従事する労働者数・・・常時20人以上
- ・上記に掲げる仕事以外の仕事に従事する労働者数 ・・・常時 50 人以上

【店社安全衛生管理者の資格】

- ・大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・高校又は中等教育学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・8年以上の建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ・厚生労働大臣が定めるもの

【店社安全衛生管理者の職務】

- ・少なくとも毎月1回、労働者が作業を行う場所を巡視すること。
- ・労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること。
- ・協議組織の会議に随時参加すること。
- ・仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画を確認する。

2-10 安全衛生責任者の選任(法第16条、規則第19条)

統括安全衛生責任者を選任した工事現場では、下請負業者は安全衛生責任者 を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他厚生労働省令で定める 事項を行わなければなりません。

【安全衛生責任者の職務】

- ・統括安全衛生責任者との連絡
- ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- ・統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該受注者に係るものの 実施についての管理
- ・作業手順書作成における作業工程及び機械・設備配置計画等の統括安全衛 生責任者との調整
- ・作業によって生じる労働災害に係る危険の有無の確認
- ・傘下下請業者の安全衛生責任者との作業連絡及び調整

3 労働災害防止協議会の設置(法第30条、規則第635条)

受注者は、すべての下請業者参加する協議組織を設置しなければならず、定期的に会議を開催しなければなりません。

また下請業者は、受注者が設置する協議組織に参加しなければなりません。

4 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について

労働者数が 10~49 名規模の建設工事現場(統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。)では、受注者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が発生しております。厚生労働省では、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日付け基発第209号)を定め、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生責任者または店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとしています。

基発第209号の2 平成5年3月31日

労働省労働基準局長

中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について

中規模建設工事現場における安全衛生管理体制については、これまでも昭和59年4月2日付け基発第161号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づきその確立を図ってきたところであるが、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ること等を内容とする労働安全衛生法及び関係政省令の改正が行われ、一定の規模及び種類の建設工事について店社安全衛生管理者制度の創設、統括安全衛生責任者の選任基準の引下げが行われたところであり、今回の法令改正の趣旨を踏まえ、中規模建設工事現場全体にわたり安全衛生管理の充実を図るため、別紙のとおり「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」を定めたところである。

ついては、集団指導により、事業者の自主的活動による統括安全衛生責任者 に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ず る者の選任、これらの者による的確な職務の実施等による中規模建設工事現場 における安全衛生管理の充実が図られるよう本指針の定着を図られたい。

なお、別添のとおり関係業界団体に対し本指針に基づく中規模建設工事現場 における安全衛生管理の充実について要請したので申し添える。

おって、貴職においても必要な場合には、関係団体に対して同様の趣旨の要請を行われたい。

中規模建設工事現場における安全衛生管理指針

1 趣旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務づけられていない中規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における統括安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

2 対象建設工事現場

おおむね労働者数 10~49 人規模の建設工事現場(統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。)

- 3 安全衛生管理体制の確立
- (1) 統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は 店社安全衛生管理者に準ずる者の選任

上記2の対象建設工事現場について元方事業者は、当該建設工事現場の 状況に応じ建設工事現場単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方 安全衛生管理者に準ずる者の選任又は当該現場を管轄する本店、支店、営 業所等(以下「店社」という。)において店社安全衛生管理者に準ずる者 の選任を行うものとする。

この場合、元方事業者が、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全 衛生管理者に準ずる者を選任する場合においては、関係請負人は、安全衛 生責任者に準ずる者を選任するものとする。

- (2) 統括安全衛生責任者に準ずる者の知識、経験等
 - イ 統括安全衛生責任者に準ずる者については、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てるものとする。
 - 口 元方安全衛生管理者に準ずる者については、労働安全衛生規則(以下 「安衛則」という。)第18条の4に掲げる資格に準ずる知識、経験を有 する者のうちから選任するものとする。
 - ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者については、安衛則第 18 条の 7 に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者のうちから選任するものとする。
- (3)統括安全衛生責任者に準ずる者等の職務

- イ 統括安全衛生責任者に準ずる者は、4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項について統括管理するものとする。
- ロ 元方安全衛生管理者に準ずる者は、4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働災害を防止するために必要な事項のうちの技術的事項を管理するものとする。
- ハ 店社安全衛生管理者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。
- (イ) 建設工事現場において4の(1)のイの(イ)の混在作業による労働 災害を防止するために必要な事項を担当する者に対して指導するこ と。
- (ロ) 毎月1回以上当該建設工事現場を巡視すること。
- (八) 当該建設工事の進捗状況を把握すること。
- (二) 当該建設工事現場の協議組織に随時参加すること
- (ホ) 当該建設工事に係る仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画を確認すること。
- 二 安全衛生責任者に準ずる者は、次の職務を行うものとする。
- (イ)統括安全衛生責任者に準ずる者との連絡及び統括安全衛生責任者に 準ずる者から連絡を受けた事項の関係者への連絡を行うこと。
- (ロ)統括安全衛生責任者に準ずる者からの連絡事項の実施について管理 すること。
- (ハ)請負人が作成する作業計画等について、統括安全衛生責任者に準ず る者と調整を行うこと。
- (二)混在作業による危険の有無を確認すること。
- (ホ)請負人が仕事の一部を後次の請負人に請け負わせる場合には、その 請負人の安全衛生責任者に準ずる者と連絡調整を行うこと。
- 4 統括安全衛生管理の充実
- (1)建設工事現場における統括安全衛生管理の充実
 - イ 元方事業者は、次の事項を確実に実施し、建設工事現場における統括 安全衛生管理の充実を図るものとする。
 - (イ)混在作業による労働災害に防止するために必要な事項
 - [1] 協議組織の設置及び運営
 - [2] 作業間の連絡及び調整
 - [3] 作業場所の巡視
 - [4] 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導、援助

- [5] 仕事の工程に関する計画及び機械、設備等の配置に関する計画の作成並びに当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請 負人が講ずべき措置についての指導
- [6] その他混在作業による労働災害を防止するために必要な事項
- (ロ)関係請負人の労働安全衛生法令違反を防止するための指導及び指示
- (ハ)作業場所の安全確保についての関係請負人に対する指導
- (二)注文者としての設備等を関係請負人の労働者に使用させる場合の適切な措置の実施
- (ホ)その他安全施工サイクル活動の実施等建設工事現場の労働災害を防止するために必要な事項
- ロ 関係請負人は、事業者としての措置を確実に講じるとともに、元方事業者の講ずる措置に応じて必要な措置を講じるものとする。

また、移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に 請け負わせて共同して当該作業を行う場合には、作業内容等についての 連絡調整を確実に行うものとする。

(2)店社による建設工事現場の指導、支援の充実

店社は、安全衛生パトロールの実施、店社としての安全衛生管理計画の作成、工事用機械設備の点検基準の作成、各種安全衛生情報の提供等により建設工事現場の統括安全衛生管理に対する指導、支援を充実するものとする。

特に、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者が選任されていない建設工事現場については、店社に店社安全衛生管理者に準ずる者を選任し、建設工事現場において(1)のイの混在作業による労働災害を防止するために必要な事項が確実に行われるよう指導させるものとする。

なお、店社安全衛生管理者に準ずる者が指導する建設工事現場の数については、店社安全衛生管理者に準ずる者の職務の内容、担当する現場の遠近等を考慮するうえ、職務が確実に行える工事現場数を担当させるよう十分配慮するものとする。

5 その他

元方事業者は、統括安全衛生責任者に準ずる者、元方安全衛生管理者に準ずる者及び店社安全衛生管理者に準ずる者に建設業労働災害防止協会の行う「店社安全衛生管理者等レベルアップ研修」等の講習を受講させるよう努めるものとする。

5 労働安全衛生法第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」 の指名について

> 事 務 連 絡 平成11年12月22日

本局関係課長 各事務所長 殿

技術管理課長

労働安全衛生法第30条第2項に基づく 「統括安全衛生管理義務者」の指名について

標記については、平成8年12月18日付け事務連絡に基づき運用しておりますが、「統括安全衛生管理義務者(以下「義務者」という。)」の指名にあたっては、昨今の事故の多発及び「義務者」の指名実態に鑑み、下記事項に留意のうえ運用の徹底を図られたくお願いいたします。

記

- 1.義務者を指名すべき工事現場
- 一つの場所において行われる特定事業(建設業、造船業)の仕事を二以上の 請負人に請け負わせている場合。
- 2. 各請負人の労働者数

前項における各請負人の労働者数については規定がないので留意されたい。

(担当:技術管理課 検査係)

事 務 連 絡 平成8年12月18日

各工事事務所長 殿

企画部 技術管理課長

工事発注に伴う「統括安全衛生管理義務者」の指名について(通知)

標記については、労働安全衛生法第30条第2項の「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づき、統括安全衛生管理義務者を指名することが義務づけられる事業場にあっては、統括安全衛生管理義務者を総括監督員から指名されたく通知します。

第3章 安全の実務

1 - 1 受発注者の安全取り組み体制

発注者による

契約前

・施工条件検討会 (仮設等の検討)

工事施工中

・施工プロセスチェックによる確認行為

工事完成後

- ・請負工事成績評定要領にもとづく評定
- ・安全管理優良受注者への表彰

受注者による

工事施工中

- ジョウー: ・災害防止協議会の設置 店社パトロール 安全巡視 KY活動 受発注者による

契約後(現場着手前)

・安全ヒアリングの実施 (工事中の安全対策について)

施工中

- ・工事安全対策協議会の設置 パトロールの実施 講習会の実施 等
- ・工事関係者連絡会の設置 パトロールの実施 工事の工程調整 等
- ・安全大会の開催

事故発生時

- ・事故速報 発生後すみやかに
- ・事故報告書 発生後1週間程度をめど
- ・SASへの登録 (休業4日以上または死亡事故の場合)

1 - 2 取り組み内容

発注者が行う安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備考
工事契約前	施工条件検討会	工事発注に際し、一定規模	検討委員会
		以上の工事について設計条	
		件・施工条件の審査や条件明	
		示に関することについて検	
		討を行う。	
工事施工中	施工プロセスチェ	工事の施工状況や安全等	主任監督員
	ック	の実施状況の点検確認を行	
		う。	
工事完成後	成績評定	請負工事成績評定要領に	総括評価官
		もとづき、安全体制等も含め	主任評価官
		当該工事の評価を行う。	工事検査官
	安全管理優良表彰	安全管理体制について、特	選定委員会
		に顕著な取り組みを行った	
		企業に対し表彰する。	

受注者による安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備考
工事施工中	災害防止協議会	工事の安全に関する事	統括安全衛生責
		項の調整および安全パト	任者
		ロールの実施。	下請安全衛生責
			任者
	安全巡視	工事現場の巡視を行う。	元方事業者等
	KY 活動	工事現場の危険および	作業員等
		危険作業の確認。	

発注者・受注者で行う安全取り組み

実施時期	実施事項	内 容	備考
工事着手前	安全ヒアリング	工事の規模・内容により	副所長
		工事着手時に現場代理人	工事品質管理官
		対し安全管理のヒアリン	主任監督員
		グを実施する。	現場代理人
工事施工中	工事安全対策	工事施工中の現場につ	副所長
	協議会	いて、発注者・受注者で構	発注担当課長
		成される協議会でパトロ	主任監督員
		ール等を実施する。	現場代理人
	工事関係者	工程調整や施設管理の	監督職員
	連絡会	取り決めおよび安全パト	現場代理人
		ロールの実施。	関係機関職員
	安全大会	安全週間等において、発	発注者
		注者・受注者が一同に会	受注者
		し、安全についての講習会	
		等を行う。	

上記内容は安全管理において必要とされる作業の一部であり、工事の施工においては、法令等を確認のうえ行うこと。

2 作業主任者の選任を必要とする業務

2-1 配置の目的と関連法規

工事現場に潜在している作業員の労働災害の発生を未然に防止するために、事前に免許者の把握(選任)技能講習修了者の把握(選任)は重要であり、選任配置された作業主任者の指揮のもとに、より安全な作業を実施する必要がある。(労働安全衛生法第14条、同法第61条)(共通仕様書第1編1-1-26)

2-2 労働安全に結びつく労働者の保有すべき資格

記載されているものは一例であり、関係法令を確認することが必要。

₩ /£h ±z	業務内容	保有	すべき	資格	担则名文
労 働 者 	未 75 73 谷		技能	教育	規則条文
クレーン運転士	つり上げ荷重5t以上の運転 (跨線テルハを除く) つり上げ荷重5t以上で荷の移動とともに移動する方式の運転				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第 6 項 クレーン規則
	(跨線テルハを除く)				1 第22条
	つり上げ荷重5 t 未満の運転				施行令第36条 第15項
	つり上げ荷重5t以上の跨線テルハの運転				クレーン規則 第21条
移動式クレーン運転士	つり上げ荷重1t以上の運転				法 第61条 第1項
	つり上げ荷重1t以上5t未満の運転				施行令第20条 第7項 クレーン規則 第68条
	つり上げ荷重1t未満の運転 (道路上を走行させる運転を除く)				法 第3項 第36条 規則 第16項 クレーン規則 第67条
建設用リフト運転士	建設用リフトの運転				法 第359条 第36条 規則 第18項 クレーン規則 第183条
デリック運転士	つり上げ荷重 5 t 以上の運転				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第 8 項 クレーン規則 第108条
	つり上げ荷重 5 t 未満の運転				法 第3項 規則 第36条 第17項 クレーン規則 第107条

W EL to	NK 75 L	保有すべき	資格	
労働者 	業務内容	免許 技能	教育	規則条文
玉掛作業者	つり上げ荷重 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け			法 第1項 第1項 施行令第20条 第16項 クレーン規則 第221条
	つり上げ荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け			法 第3項 規則 第36条 第19項 クレーン規則 第222条
巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機の運転(電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第11項
ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行 う金属の溶接、溶断又は加熱			法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第10項
アーク溶接作業者	アーク溶接機を用いて行う金属 の溶接、溶断等			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第 3 項
電気取扱者 (高圧又は低圧)	高圧:充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作 低圧:充電電路の敷設、修理又は充電部分が露出した開閉器の操作			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第 4 項
発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、 結線、点火並びに不発の装薬又 は残薬の点検及び処理)			法 第61条 第1項 施行令第20条 第1項 規則 第318条
酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険場所における作業 に係る業務			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第26項
特定粉じん作業者	常時特定粉じん作業に係る業務			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第29項
車両系建設機械 整地・運搬・積込み用、 掘削用、基礎工事用及び 解体用	機体重量3 t 以上のもの い上のもの がつ、不特定の場 所に自走できる ものの運転(た だし、道路上を			法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第12項
運転者	機体重量3 t 走行させる運 表満のもの 転を除く。)			法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第29項

W 151 - tu	NV 75 1	保有	すべき	資格	+D DI 45)
労 働 者 	業務内容	免許	技能	教育	規則条文
車両系建設機械 (基礎工事用) 運 転 者	動力を用い、かつ、不特定の場 所に自走できるもの以外のもの の運転				法 第3項 規則 第36条 第9の2項
車両系建設機械(基礎工 事用)の作業装置の操作 を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転者席における操作を除く。)				法 第3項 規則 第36条 第9の3項
車両系建設機械 (締固め用)運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(ただし、道路上を走行させる運転を除く。)				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第10項
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業 装置の操作の作業 「				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の2項
ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の3項
ジャッキ式つり上げ機械 の調整又は運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整 又は運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の4項
高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上 の高所作業車の運転(道路上を 走行させる運転を除く。)				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第15項
	作業床の高さが10メートル未満 の高所作業車の運転(道路上を 走行させる運転を除く。)				法 第59条 第3項 規則 第36条 第10の5項
軌道動力車運転者	動力車で、軌条により人又は荷 を運搬する用に供されるもの				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第13項
不整地運搬車運転者	最大積載量が1 t 以上の不整地 運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)				法 第61条 第1項 施行令第20条 第14項
	最大積載量が1 t 未満の不整地 運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)				法 第3項 規則 第36条 第5の3項
フォークリフト運転者	最大荷重が1 t 以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第11項
	最大荷重が1 t 未満のフォーク リフトの運転(道路上を走行さ せる運転を除く。)				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第 5 項

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	業務内容	保有すべき資格			坦则 复立
労 働 者 	業務内容	免許	技能	教育	規則条文
ショベルローダー等 運転者	最大荷重が1 t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				法 第61条 第 1 項 施行令第20条 第13項
	最大荷重が1 t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				法 第3項 規則 第36条 第5の2項
圧縮機操作員	作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機の運転				法 第59条 第3項 規則 第36条 第20の3項 高圧則第11項
送気調節員	高圧室内作業に係る作業室又は 潜水作業者への送気の調節を行 う為のバルプ又はコックの操作				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第21、23項 高圧則第11項
加減圧員	気閘室への送気又は気閘室から の排気の調節を行う為のバルブ 又はコックの操作				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第22項 高圧則第11項
再圧室操作員	再圧室の操作				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第24項 高圧則第11項
高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務				法 第59条 第3項 規則 第36条 第24の2項 高圧則第11項
潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務				法 第61条 第1項 施行令第20条 第9項 高圧則第12項
ずい道内作業者	ずい道等の掘削、覆エコンクリートの打設等の作業(当該ずい 道等の内部において行われるものに限る。)				法 第59条 第 3 項 規則 第36条 第30項

注(1) (2)

- 1 クレーン等安全規則 2 高気圧作業安全衛生規則

建設業に関係の少ないものを除く。 表中「技能」とは、技能講習修了者、「教育」とは、特別教育修了者を表す。

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函工法その他の圧 気工法により、大気圧を超える気圧 下の作業室又はシャフトの内部にお いて行う作業)	免 許 者	高圧則10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免 許 者	施行令第 6 条 第 2 項 規則 第314項 第316項
木材加工用機械作業 主任者	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤等)を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第 6 項 規則 第129項 第130項
コンクリート破砕機 作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕 の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第8の2項 規則 第321の3項 第321の4項
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)	技能講習修了者	施行令第 6 条 第 9 項 規則 第359項 第360項
土止め支保工作業主任 者	土止め支保工の切りばり又は腹おこ しの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第10項 規則 第374項 第375項
ずい道等の掘削等作業 主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道 支保工の組立て、ロックボルトの取付け 又はコンクリート等の吹付け作業	技能講習修了者	施行令第6条 第10の2項 規則 第383の2項 第383の3項
ずい道等の覆工作業主 任者	ずい道等の覆工(型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等) 作業	技能講習修了者	施行令第6条 第10の3項 規則 第383の4項 第383の5項
採石のための掘削作業 主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第11項 規則 第403項 第404項
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又 ははいくずしの作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第12項 規則 第428項 第429項
型枠支保工の組立て等 作業主任者	型枠支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第14項 規則 第246項 第247項
足場の組立て等作業主 任者	つり足場、張出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体 又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第15項 規則 第565項 第566項

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者	築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	能講習修了者	施行令第6条 第15の2項 規則 第517の4項 第517の5項
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第6条 第15の3項 規則 第517の8項 第517の9項
木造建築物の組立て等 作業主任者	軒高 5 m以上の木造建築物の構造部 材の組立て、屋根下地、外壁下地の 取付け作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第15の 4 項 規則 第517の12項 第517の13項
コンクリート造の工作 物の解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第15の 5 項 規則 第517の17項 第517の18項
コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	技能講習修了者	施行令第 6 条 第15の 6 項 規則 第517の22項 第517の23項

(注 建設業に関係の少ないものを除く。)

3 関係省庁へ届出が必要な事項

3 - 1 官公庁等への届け出一覧表

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備	考
工事開始時	建設工事計画届	法 第88条 第 3 項 規則 第89条 2	厚生労働 大臣	工事開始 の30日前	・高さ300m以上の塔の・場高150m以上の塔の・場高150m以上のダム・場高大支間長500m(ことの橋梁の建設・長さ3,000m以上のずし・長さが1,000m以上3,の建設で深さ50m以上60使用されるものに限る。・ゲージ圧力0.3Mpa以	Aの建設 つり橋は1,000m) 以 い道等の建設 000m未満のずい道 等 のたて坑(通路 として)の掘削 を伴うもの
	建設工事計画届	安第88年 第 4 則 第 90条	労働基準監督署長	工事開始 の14日前 まで	・ 331mを超える建 を設えるさ)の建長50m以上50m を除大支設間第30m以上50m ・ 最大支設等の建設い立ちで ・ のらはは ・ のらはは械ない ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ のが ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に	の橋梁の建設等 未満の橋梁の上部 構 ずい道等の内部に 労 のを除く。) が10m以上である 地山 いる作業で、 下方に
	建設置届	・・・・・・の・局・鉛シ・・特・・ガ・・・2蔵・式・械・ガ機運軌型架足も有所鉛等ュ施特定施特ス特特電項施事の粉又粉ス械材道枠設場の機排則又プ行化「行定、化化離の設務もじはじ集集索装支通(に則気第はル令則第令第蒸則則則放「所のん設ん」を発展する。	合才道置呆各つ限第長2 尭型別第2 角2 気角角角材 尉 則備溶装(工(りる5)置条結換表2類15類又10115性 生 別並接置支 (高足)条、、鉱気第条物条物は条条条物 基 表び装(間 支さ場 又プ第等装5第買第質粉第第第質 準 第に置原斜 柱及、 はめ5の置第1等1又101111取 規 2同電程 673 第35%	Total	は、)7.5kw/hを越る) は、力が7.5kw/hを越る) にないたのものに限のするもでに、 にないないに、では、発気気は、 とのものは、の気は、の気が、ないでは、発気は第17でのでは、発気は第17でのでは、発気は第17でのでは、発気は、 を対象でをでいる。 を対象が、は、対象では、対象では、は、対象では、は、対象では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	のに限る) そのに限る)が10m以すのでは、 のに限る)が10m以すのでは、 はこのが10m以すのでは、 はこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがででは、 にこのがでは、 にいるがでは、

届出時期	種類の名称	法規条項	提出先	提出 期限	備考
丁 事 開始時	特開 (責任) (管理者と)	規則 第664条	労働基 長 業 長	遅冷く	・請行・労のはあと安氏・労(でよ時鉄のの ・請行・労のはあと安氏・労(でよ時鉄のの ・請行・労のはあと安氏・労(でよ時鉄のの ・請行・労のはあと安氏・労(でよ時等)と ・請行・労のはあと安氏・労(でよ時等を を名 を名 を名 を名 を名 を名 を名 を名 を名 を
	安全衛生責任者 選任報告	法 第16条	特定元方 事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要す る事業場で下請負として仕事をする 場合
工事中	クレーン設置届 デリック設置届 建設用リフト 設置届	法第88条 第2 J項 ク規則 5 条 第96条 第174条	労働基準 監督署長	30日前 まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建 設用リフトを設置するとき
	クレーン、 デエク、 エリベーター、 建設用は 達成検査申請書	法第38条 第項ロ 規第6条 第97条 第175条	労働基準 監督署長	あらか じめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷 及び玉掛用具を準備し検査に立ち会 う
	クレーン、 移動式クレーン、 デリック 設置報告書	法第88条 第 2 項 クレー 規則 第111条 第101条	労働基準 監督署長	あらか じめ	・つり上げ荷重が0.5t以上3t未満(スタッカー式は0.5t以上1t未満)のクレーンを設置するとき・つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置したとき・吊り上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	クデエ建変クデエ建変	法第20 第1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	労働基準長	変工30日で	それでは、

3 - 2 労災関係等に関する届出

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出 期限	備考
工事 開始時	適用事業報告	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞なく	労働基準法の適用事業となったとき (業種を問わず、労働者を使用するに 至ったとき)
	時間外労働・休日労 働に関する協定届	労基法 第36条	労働基準 監督署長		協定の範囲で法定労働時間を延長し、 又は、休日に労働させる場合
	断続的な宿直又は日 直勤務許可申請書	労基法 施行規則 第23条	労働基準 監督署長	事前に	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に 就かせようとする場合
	監視・断続的労働に 従事する者に対する 適用除外許可申請書	労基法 第41条	労働基準 監督署長		監視又は断続的労働に従事する労働者 について労働時間、休憩、休日に関す る規程の適用の除外を受けようとする 場合
	就業規則届	労基法 第89条 90条	労働基準 監督署長		常時10人以上の労働者を使用する場合 ・労働者代表の意見書添付
	土石採取計画届	法 第 8 8 8 4 行 4 行 4 行 4 行 4 9 0 条 9 0 条	労働基準 監督署長	工事 開始日前 まで	・掘削の高さ又は深さが10m以 上の土石の採取のための掘 削の作業・坑内掘りによる土石の採取 のための掘削の作業
	寄宿舎設置届	労基法 第96条の 2	労働基準 監督署長	工事 着手14 日前 まで	・常時10人以上の労働者を就 業させる事業、厚生労働省 令で定める危険な事業又は 衛生上有害な事業の附属寄 宿舎を設置するとき
	寄宿舎規則作成届	労基法 第95条	労働基準 監督署長		・寄宿労働者代表の同意書添 付 ・他人の所有に係る寄宿舎を 使用す る場合は賃貸借契約 の書類を添付 ・寄宿舎規則を寄宿舎に備え 付ける 等の方法によって周 知させる。
工事中	就業規則変更届	労基法 第89条 第90条	労働基準 監督署長		就業規則を変更した場合
	建設物、機械等 移転・変更届	安衛法 第88条 第 2 項	労働基準 監督署長	変更の 30日前	

3 - 3事故関係に関する届出

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備考
工事中	事故報告書	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞なく	・事業場又はその付属建物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は付属建物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	労基法 施行規則 第57条	労働基準 監督署長	遅滞なく 休業4日時期 毎に	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

第4章 事故報告

1 工事事故報告に係る運用について

国北整契第 2 7 3 号 国北整技管第 1 1 9 号 平成 1 7 年 1 1 月 1 日

各事務所長 殿

総務部長 企画部長

工事事故報告に係る運用について (通知)

標記について、昭和 59 年 5 月 21 日付け建北契第 259 号で北陸地方建設局長より通知されているところであるが、工事関係者の事故の報告にあたっては下記のとおり運用を定めたので通知する。

記

1.昭和59年5月21日付け建北契第259号 第1に定める別記様式第2「工事 事故報告書」及び添付資料「指名停止幹事会審議において必要となる資料」は原則 として事故発生から2週間以内に提出するものとする。

建北契第 259 号 昭和59年5月21日

各 事 務 所 長 殿

北陸地方建設局長

有資格業者に関する情報等の取扱いについて(通知)

標記について、地方支分部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚 第91号)の制定に伴い、下記のとおり定めたので通知する。

なお、「工事請負業者の不正不当行為等の報告について(昭和 42 年 5 月 9 日付け北建契第 64 号)」は廃止する。

記

第1 工事関係者の事故等について

事務所長は当該事務所所掌に係る請負工事で、工事関係者に死亡者又は負傷者が生じたとき並びに公衆に死亡者若しくは負傷者が生じ、又は損害が発生したときは「災害等が発生した場合の速報等について(昭和52年11月17日付け建北厚第578号)」に基づき、別記様式第1による事故速報を通報し、更に詳細については別記様式第2による工事事故報告書を請負者からの報告書を添付のうえ提出するものとする。

添付 様式 3 は、土木工事共通仕様書(H12.4) 第 1 編 1 - 1 - 3 5 に基づく提出書類である。

様式 第 1 受注者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報 受注関係																													
# 第三者からの被害											事	Ī		故			速		報										
#三者からの被害 中成 年 月 日 時 分 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		受注	E関位	系																									
発信者					の被	害											平点	፟፟፟፟	年		月		日		時		分	受任	言
発信者	局						企	画	河郊	川長	道部	路長	営鉱	繕長	用蚁	地長	技術調管 理	整工官調	事品質	総	務長	契鲤	約長	補	佐	係	長	担	<u>∓</u>
事 故 発 生 日 時 平成 年 月 日 () 時 分 天候 事 故 発 生 場 所 工 事 名 工 期							יום	IX.	. DIV	IX.	אם	IX.	יום	<u> </u>	יום	<u> </u>	H 4	III HA	<u> </u>	II.	IX.	D/N	<u> </u>						
事 故 発 生 日 時 平成 年 月 日 () 時 分 天候 事 故 発 生 場 所 工 事 名 工 期																													
事 故 発 生 場 所 工 期 皇 平成 年 月 日 受注金額 千 受注者又は下請人の 商号又は名称 (受注者名) (一次下請名) (二次以下下請名) 人 損 事 故 の 内容 板 書 の程 度 備考(病院名等) 事 故 の 内容 物損事故 か (略式図)	発化	言者									事務	肵								受信	諸								
工 期 自 平成 年 月 日 受注金額 千 受注者又は下請人の 商号又は名称 (受注者名) (一次下請名) (二次以下下請名) 人 損 事 故 の 内容 大 名 年齢 性別 職 種 被害の程度 備考(病院名等) 物損事故 か 物損事故 の 内容 (略式図)	事	故	発	生	日	時	平成	į	年		月		H	()		時	分				天	:候						
工 期 自 平成 年 月 日 受注金額 千 受注者又は下請人の 商号又は名称 (受注者名) (一次下請名) (二次以下下請名) よ 氏 名 年齢 性別 職 種 被害の程度 備考(病院名等) お 物損事故 事故のの概略 (略式図)	事	故	発	生	場	所																							
受注者又は下請人の 商号又は名称 (受注者名) (一次下請名) (二次以下下請名) 事 故 の 内 容 氏 名 年齢 性別 職 種 被害の程度 備考(病院名等 事 故 の の 概 略 物 損事 故 の の 概 略 (略式図)	I		Ę	ļ.		名																							
商号又は名称	エ					期	自至	平 平	成 成	左	F	月月		日日		受注	金額											千円	3
よ 事故の内容 物損事故 事故の概略 (略式図)	受	注者 商	ます。 号又	ま下 は名	請人	の	(受	注	者名)					(一次	下請:	名)				(=	二次	以下	下訂	青 名)		
事 故 の 内 容 物 損事 故 (略式図)				(氏			名		年	龄	性	:別		職	種		被	害の	D 科	呈度		1	備考	(病	院名	等)	
故 事故の内容 物損事故の概略 (略式図)]	重																											
の内容 物損事故 事故のの概略 (略式図)			Ę	ļ.																									
内 容 物 損事 故 (略式図)			ŧ	攵																									
事 故 の 概略 略																													
	3	容	牧 打 毒 古	勿員事女																									
備 考		事故の概略																	(略記	(図)									
(A Til A V	1	備考																i											

(A列4判縦)

様式 第2 (発注者用)

			I	事	事	故	報	告	書				
発 生	場所	i								事務所			
発 生	日時	平成	年	月	日	()	時	分	天候			
I	事 名					工期	自 平 至 平	成 年 成 年	月月	日日	作業 内容		
受注者 又は	の商号 名称						代表						
受注者	の住所						下請負 商号又	負人の .は名称					
	人	氏	名	年齢	性別	職	種	死・傷病	名及び-	その程度	備考	(入院先等)	
事	損												
故	事												
の内	故												
容	物損事故												
工事の	の概要												
事故多の礼	発生時 犬況												
事故の	の原因												
事故多の対	発生後 対策												
監督官 の意	言署等 :見等												
事務所	所長の 見												

⁽A列4判縦) 注)位置図(1:5000)、現場平面図(1:300~1:1000)、詳細図及び写真を添付するものとする。 所轄警察署及び労働基準監督署の所見については後日見解等が入手出来しだい報告すること。

指名停止幹事会審議会において必要となる資料

1. 工事事故報告書(発注者用) 様式 第2 2. 事故発生について(報告) 様式 第3

3.添付書類

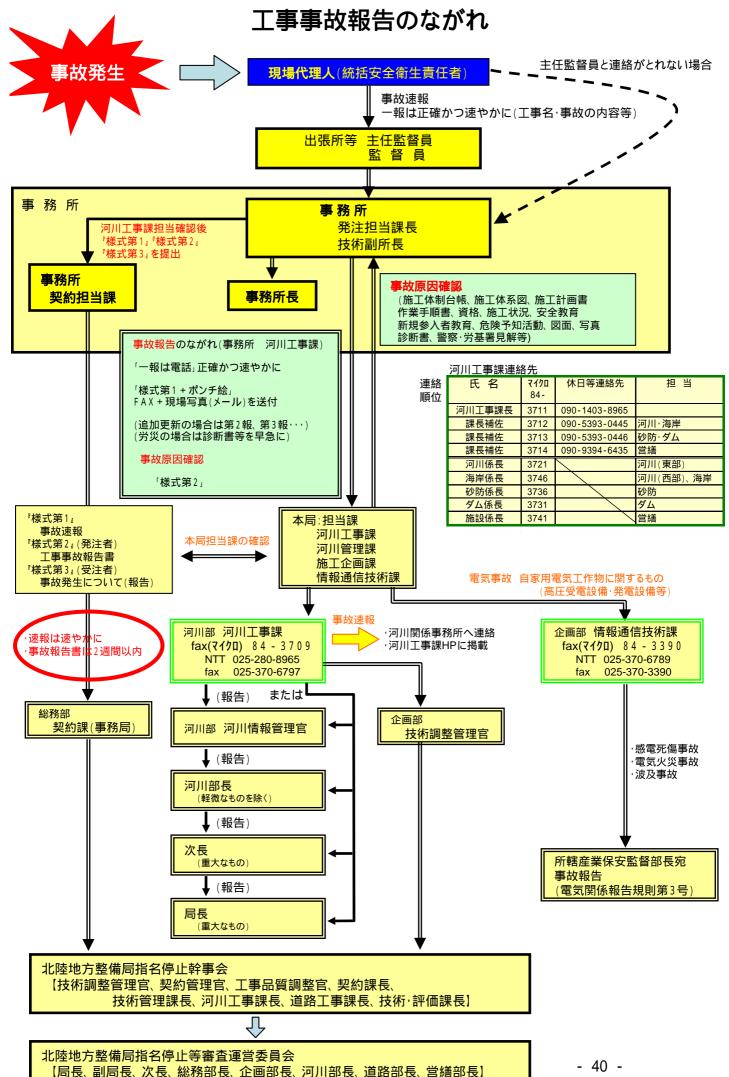
	事故報告で、 通常添付 している資料	断される場合	地下埋設物等の 損傷事故の場合 の事故報告	備考
《事故発生について(報告)》				
事故の発生状況				経緯を含め
事故の内容(及び原因)				事前調査・試棚の有無を 含む(埋没物)
診断書・被害、 復旧状況(埋設物)				入手可能な場合(診断書)
今後の再発防止対策				
警察・労基署等の見解				指導等の文書があれば添付
《図面関係》				
発生地点の位置図、平面図				
事故発生状況図				事故の内容で判断できる場合不要
写真				
《施工関係資料》				
施工体制台帳(施工体系図)				
施工状況				事故当時の状況 事故の内容で判断出来る場 合不要
作業員、機械の配置状況				事故当時の状況 事故の内容で判断出来る場 合不要
施工計画書(関連部分抜粋)				当該事故に関わるもの
作業手順書(関連部分抜粋)				当該事故に関わるもの
《安全対策関係》				
安全管理について 記述したもの				安全対策
KY活動等の記録				
新規入場者教育の内容				
《その他》				
その他必要に応じた資料				

交通事故と判断される場合とは、事故が「工事に起因する事故ではない」と警察の所見があったものをいう。

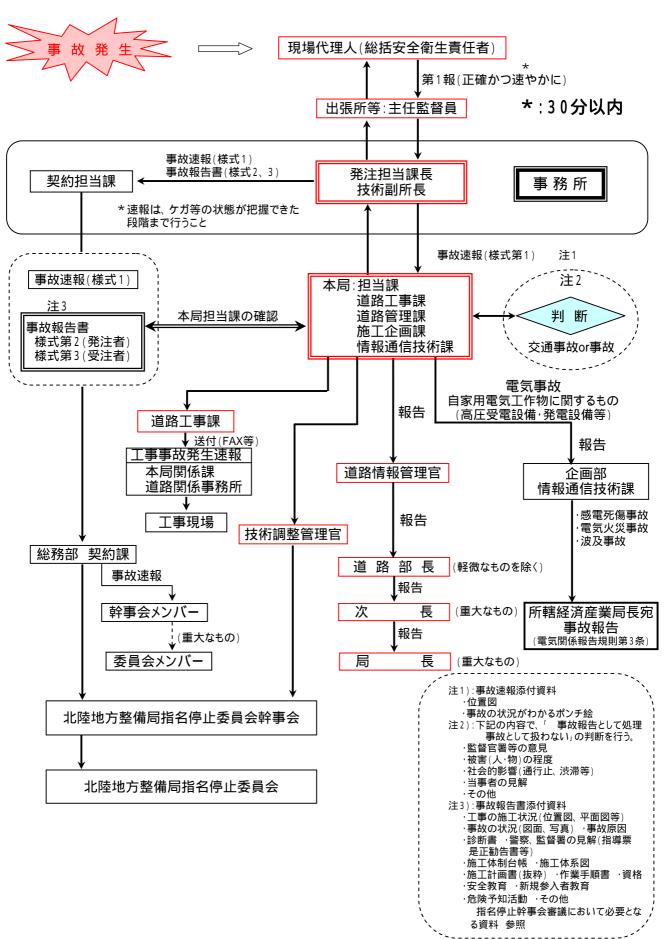
凡例: 指名停止幹事会までには必要な書類

必要に応じて提出する資料

指名停止幹事会のための説明資料(パワーポイント等)を必要とする場合がある。



工事現場における事故報告の流れ



2 工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について

国官技第 397 号 平成14年3月28日

各地方整備局企画部長 北海道開発局事業振興部長 沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について

建設工事事故の報告については、「工事事故報告の様式作成と事故報告について(建設省技調発第33号 平成12年2月28日付け)」に基づき提出されているところであるが、今般、事故報告書の提出とデータ整備の迅速化を図るため、インターネット利用による報告システムとしたので、平成14年度以降の建設工事事故の報告については、別添1の事故報告書提出等の基本方針に基づき報告されたい。

別添 1

事故報告書提出等の基本方針

項目 運用ルール	
事故の定義 事故報告を作成する対象工事の定義は別紙1に定める。	
各様式の提出 各様式はインターネットの利用により、SAS(Safety Analy	sis
方法 System) センターに提出することとする。	
SAS センターへの提出は、ホームページ上の提出ボタンを押す	に
とにより成立する。	
事故発生状況│地方整備局、北海道開発局および沖縄総合事務局並びに管区	都
調書 道府県および政令指定都市(以下、発注者と呼ぶ)のそれる	÷٦
の管内において発生した事故については、事故発生後速やが	バこ
事故発生状況調書を発注者がインターネットを利用し SAS 1	ヹン
ターに提出する。	
事故報告書 1.請負業者は、インターネットを利用し各報告書の必要	頭
を記入し発注者に提出する。	
2 . 発注者は、請負者の提出を受けてインターネットを利用	まし
入力を行い、内容を確認した後 SAS センターに提出する	5。
なお、事故調査委員会を開催した場合は、合わせて報告	す
る。	
また、インターネットによる報告が不可能である場合に	ţ,
紙ベースにより SAS センターへ郵送することが出来る。	50
とする。	
インターネッ 1.報告書インターネットのホームページは、下記アドレス	92
ト接続方法他とおり。	
2. 貴職発注者用ログイン ID、パスワード(取扱注意)	
	\neg
所属 ID パスワード	
3 . 請負者用ログイン ID、パスワードは最初の画面入力後I	ī5
に自動的に発行される。発注者に提出するまでは、修正	E •
変更時に必要であるので必ず控えておくこと。	
様式と入力要 各様式・入力要領(マニュアルは)ホームページ上から取得	す
領 ることが出来る。	

別紙 1

事故データベースへ登録する事故報告書の提出対象事故について

事故の定義は以下のとおりとする。

事故の足類は以下のとの事故の分類	事故の定義
労働災害	事成の定義 工事作業場内及びその隣接区域(以下工事区域とい
(工事作業が起因して、	う)において、工事関係作業が起因して、工事関係者 が死亡をスレけの傷した恵井
工事関係者が死傷した	が死亡あるいは負傷した事故。
事故)	資機材・工場製品輸送作業(工事共通仕様書の総則
	「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸
	送上の計画に記載された作業。以下運輸作業という)
	が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事
	故。
	なお、ここでいう負傷とは休業4日以上の負傷をい
	う。
	工事作業場:工事を施工するに当たって作業し、材
	料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固
	定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分し
	て使用する区域内をいうものとする。
	隣接区域:本来、工事作業場外での作業は禁じられ
	ているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得
	ず使用する工事作業場に接続した区域
もらい事故	工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因し
(第三者の行為が起因	て工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
して、工事関係者が死傷	なお、ここでいう負傷とは休業4日以上の負傷をい
した事故)	う。
死傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因
(工事作業が起因して、	して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。
当該工事関係者以外の	なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もし
第三者が死傷した事故)	くはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因
(工事作業が起因して、	して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三
当該工事関係者以外の	者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。
第三者の資産に損害が	
生じた事故)	
生しに事故)	

事 務 連 絡 平成14年3月28日

各地方整備局技術調整管理官 北海道開発局技術管理課長 沖縄総合事務局技術管理官 殿

> 国土交通省大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室長

「工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について (国官技第397号)」の運用について

事故報告書の作成等については、平成 14 年 3 月 28 日付け「工事事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について(国官技第 397 号)」をもって通達したところであるが、事故報告書の管理等を行う SAS センターについては、データベースへの入力管理を(株)全国土木施工管理技士会連合会とする。

また、本通達に基づき、今後事故報告書等を実施することとしたので、平成 12年2月28日付け、建設大臣官房建設コスト管理企画室長事務連絡「「工事事 故報告書の様式作成と事故報告について(建設省技調発第33号)」の運用につ いて」については廃止する。

土木工事等安全衛生管理必携

平成23年3月 発行

北陸地方整備局企画部